



金融商品取引法における内部統制監査について （日本会計士協会の公開草案を読み解く）

平成19年7月18日に日本公認会計士協会より「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の公開草案（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/1-8-0-1-2-20070718.pdf）が公表された。これは、公認会計士が金融商品取引法に基づく財務諸表の信頼性を確保するための内部統制監査を実施する際のガイドラインである。まだ公開草案の段階であるため確定情報ではないが、本公開草案で新たに公表された例示を中心に、企業において内部統制を整備・運用する上で参考になりそうな点を見て行きたい。

1. 内部統制監査の初期段階で行うべきこと

本公開草案では、内部統制監査の初期段階における注意点がいくつか記されている。以下に、3月決算の企業の場合、内部統制監査の初年度（2008年4月から始まる会計年度）の初期段階に行うべき手続きとその時期についてまとめる。

① 評価範囲の協議

経営者の内部統制の評価範囲の決定に係る会計監査人と経営者との協議の実施時期については、監査対象時期の相当初期の時点、又は監査対象期間が開始する日以前に実施することが適当であるとされている。実務的には、内部統制整備の段階で会計監査人と内部統制の範囲について協議していれば、初年度については、協議後の企業環境の変化が評価範囲に影響するか否かの協議となる。このプロセスは2008年の3月までに終了していることが理想的であると考えられる。

② 全社的な内部統制の経営者評価

次に経営者自身による全社的な内部統制の評価結果を会計監査人が確認し、全社的な内部統制が有効に機能しているかを確認する必要がある。これは、全社的な内部統制が有効に機能しているか否かによって、業務プロセス統制の評価範囲に影響があるためである。ここで注意したいことは、経営者自身による評価結果が完成していないと会計監査人は監査できない点である。従って、経営者による全社的な内部統制の整備・評価は、監査対象期間の初期に終了する必要がある。

③ 業務プロセス統制の評価範囲の決定

会計監査人による全社的な内部統制の有効性の判断が出た後に、経営者は①での協議の内容を基礎にして業務プロセス統制の評価の範囲を最終決定するが、当該範囲を決定した方法及びその根拠について、監査開始の早い時期に協議を行う必要がある。なぜなら、評価範囲が適切でない場合、新たな評価範囲について整備・運用し評価することは時間的制約等があり困難だからである。②と③のプロセスを2008年3月期決算についての会計監査時に実施できれば理想的であると考ええる。

④ 決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備・運用

また、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備・運用状況の評価及び検討については、不備が発見されたときは重要な欠陥に該当する可能性が高いため、監査対象期の早い段階で検討するのが適当であるとしている。決算プロセスは4半期決算を考慮しても1年間に4回しか発生しないことを考慮すれば、遅くとも監査対象期間の最初の第1四半期決算までに決算・財務報告プロセスに係る内部統制の運用を開始するのが適当であると考ええる。

2. 会計監査人の独立性

会計監査人は、経営者が作成した「内部統制報告書」を監査するという立場であるため、内部統制の整備に関して企業側にアドバイス等を行う上で、制限がある。本公開草案では、経営者が作成した内部統制に関する各種案（方針・原則、評価範囲及び水準）に対するコメントの提供や、現状把握及び記録、既存の内部統制について不十分な部分の指摘及び是正の方向性をアドバイス、有効性評価の考え方に関する助言等は可能とされている。一方で、内部統制の整備に直接的な支援をすることは不可とされている。つまり、会計監査人は、経営者が示した案についてコメント、アドバイスを行うというスキームから外れないことが求められる。従って、会計監査人から有効なコメント、アドバイスを引き出すためには、経営者が基本的要素を具備した案を提示することが重要と思われる。しかし、内部統制の整備は企業にとっても初めての経験であるため、内部統制に関する各種案を作るに際しては、必要に応じて、外部専門家のアドバイスは非常に有効と思われる。また、会計監査人は内部統制の整備に該当する文書化に関する支援はできないので、ここでも外部専門家のアドバイスは有効であると思われる。

3. 全社的な（企業グループ全体の）内部統制

親会社が策定した全社的な内部統制を原則として全ての事業拠点（子会社・事業部）について全社的な観点で監査するが、子会社・事業部の独特の歴史、習慣、組織構造等が認められ、当該子会社・事業部を対象とする内部統制を別途評価対象とすることが適切と判断される場合には、個々の子会社や事業部等のみを対象とする全社的な内部統制を評価することもある、と本公開草案には示されている。このことから、M&A等で新たに取得した子会社・事業など特別の理由の無い限り、親会社が策定した全社

的な内部統制を横展開し、特に統制環境についてグループ内で統一的に整備することが、効率的な内部統制の整備に資すると考えられる。

4. 決算・財務報告プロセスの内部統制

本公開草案では、決算・財務報告プロセスについて、グループ会計方針が示され、明確な手続きが確立している場合は、内部統制が複雑にならないため、全社的な内部統制と同様に企業グループで一つの決算・財務報告プロセスであるとして整備できるとされる。従って、決算・財務報告プロセスについては、統一的なシステムの構築が効率的な内部統制の整備に有効である。また、決算・財務報告プロセスの内部統制に関して、以下のようなチェックリストが例示されている。

- ・ 当期の決算において採用する会計方針、その留意事項を記載した決算手順書等を作成し、各事業拠点に配布、説明し、周知徹底を図る
- ・ 連結決算のために必要となる子会社等の財務情報等を収集するために必要となる連結パッケージの様式が設計されている
- ・ 上記の連結パッケージの様式について、親会社提出の期日を含め、記載上の留意事項を子会社等に配布し、説明している
- ・ 各事業拠点から収集された連結パッケージについて、親会社の責任者による査閲（対予算比、対前期比較等）が実施され、異常な増減等があれば、原因が調査され、必要に応じて経営者に説明している
- ・ 有価証券報告書の開示に際し、経営者による査閲が実施され、財務諸表等に異常な増減等があれば適切に対応されている
- ・ 法令等の改正により新たに適用される開示項目について、早期に検討され、必要に応じて法律の専門家や会計監査人と協議している

また、決算・財務報告プロセスで、数値データの加工に広く用いられる表計算シートについて以下の3点の検討項目が言及されている。

- ・ 表計算シートを使用し、財務報告の基礎資料を作成している場合、マクロや計算式等を検証していること
- ・ 表計算シートのマクロ、計算式等の検証が適切になされていない場合、手計算で確かめる等の代替手段がとられていること
- ・ 経理担当者のPC等の機器が利用されている場合、アクセス制御、バックアップ等の対応について検証していること

5. 業務プロセスの内部統制

本公開草案では、業務プロセスについて、当該プロセスについて、全社的な業務処理方針、業務処理マニュアルがあれば、当該プロセスが、企業集団に原則一つと解釈できるとされている。反対に、全社的な業務処理方針、業務処理マニュアルが無ければ、当該プロセスは事業部門の数だけ存在することになる。従って、例えば同業種間で合併した歴史を持つような企業は、共通もしくは類似の業務プロセスについて業務フローを統一することが、業務の効率化や、内部統制の整備のやり易さにもつながる。

6. 重要な欠陥

本公開草案では、重要な欠陥に該当する可能性がある不備の例が例示された。

- ・ 前期以前の財務諸表につき重要な修正をして公表した場合や決算発表について重要な修正をした場合
- ・ 経理・財務部門の専門的能力や人員が不十分であるため、企業の内部統制により識別できなかった財務諸表の重要な虚偽記載を会計監査人が検出した場合
- ・ 内部監査機能やリスク評価機能が有効に機能していない場合
- ・ 上級経営者層の一部による不正が特定された場合
- ・ 統制環境に不備がある場合

また、財務報告の信頼性に与える影響が多い内部統制についても例示された。

- ・ 会計方針の選択適用に関する内部統制
- ・ 不正の防止・発見に関する制度
- ・ リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に関する内部統制
- ・ 見積もりや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る内部統制
- ・ 非定型・不規則な取引に関する内部統制

これらの事例は、企業担当者が評価範囲を決める時や統制の深さを検討する場合には一つの参考になると思われる。また、内部監査機能やリスク評価機能に重要な欠陥に該当する不備がある場合等、企業の内部リソースのみで短期間に解決するのが困難な重要な欠陥に該当する不備がある場合において、短期的には外部のリソースを活用しつつ、平行して内部の体制を整備していくことも考えられる。

7. 評価範囲

業務プロセスの内部統制の評価範囲に関して、一定割合（3分の2）の評価範囲が2分の1に緩和されるとの一部報道があったが、本公開草案においても、基本的に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（平成19年2月15日公表、企業会計審議会内部統制部会）と同じ考え方で

あり、特に緩和されることは無かった。業務プロセス統制の評価範囲について、一定割合（3分の2）の取り扱いについての具体例を使った説明がある。しかし、現実には、内部統制構築の段階で、経営者が明確に方針を示した上で会計監査人と協議し、それぞれの企業における内外環境に配慮した形で最終的な評価範囲を決めるのが適当であると考えられる。

8. 最後に

金融商品取引法が成立して以来、財務諸表の信頼性に係る内部統制の整備に関して普遍的・客観的な判断基準を求める声があり、これに配慮したためか、本公開草案では、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」からやや踏み込んだいくつかの判断基準・事例が明示されている。しかし、「内部統制をどのように整備し、運用するかについては、個々の組織が置かれた環境や事業の特性によって異なるものであり、一律に示すことはできない」（企業会計審議会内部統制部会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」）という基本原則は堅持されている。また、2007年7月31日に財務省より公表された、『「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果』（<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070731-7/00.pdf>）においても、この基本原則は堅持され、普遍的・客観的な判断基準は示されなかった。この一連の流れから、経営者が内部統制の整備・運用について、企業環境を勘案しつつ自ら判断することが求められていることが明確になった。また、運用開始時期に関しては、アメリカのSOX法の施行時にあった小規模企業等に対する適用延期措置の議論は金融庁から聞こえず、着々と2008年4月から始まる会計年度から始まる金融商品取引法の適用に向けて各種環境が整備されつつあるのが現状である。

2007年7月26日の日経産業新聞の記事によると内部統制に未だ取り組んでいない企業が1割弱あるとの調査結果があったが、2008年4月から始まる会計年度より内部統制監査が要求される3月決算の企業にとっては、既に待ったなしの状況であり、早期に内部統制の整備を本格的に開始する必要がある。